

調整給付金(不足額給付分)申請書(転入者以外)

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
朝来 市長 様

市区町村
受付印

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 令和6年1月1日の住所地 ※上記の住所と異なる場合は記入してください。

国 外	国 内
国 名	都・道 府・県 区・市 郡

3. 調整給付金(不足額給付分)Ⅱの支給要件

下記の支給要件のすべてに該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。

ただし

- 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円。
- 令和5年所得において扶養親族として住民税の定額減税対象となっていて、新たに令和6年所得において扶養親族等から外れる者は3万円。
- 令和5年所得において扶養親族等から外れていて住民税の定額減税対象外であったものの、新たに令和6年所得において扶養親族として所得税の定額減税の対象となったものは1万円。
- 令和5年所得において扶養親族等から外れていて当初調整給付金の対象者で、令和6年所得においても扶養親族として所得税の定額減税から外れてしまふ者は、3万円から当初調整給付の額を控除した額。

全ての支給要件の項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

- ☐ 令和6年定額減税及び調整給付金(当初給付金)の対象となっていない。
(原則、令和6年分所得税が非課税かつ令和6年度分住民税の所得割が非課税の方が該当します。)
- ☐ 令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付金(非課税世帯、均等割のみ課税世帯)を受給していません(対象となっていない)
- ☐ 次のいずれかに該当します。
- (1) 令和6年分所得税に係る合計所得及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得が48万円を超え、他の扶養親族になっていません。
- (2) 青色事業専従者又は事業専従者(白色)のため他の扶養親族になっていません。
- (☐ (1)、(2)について令和5年所得と令和6年所得の扶養親族等の状況が異なる。) ←※該当する者のみチェック(レ)

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	(フリガナ) 口 座 名 義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、朝来市社会福祉課(電話079-672-6123)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

5. 【代理申請を行う場合】

本人に代わり代理人が申請や受給を行う場合は、記入ください。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、申請調整給付金(不足額給付分)受給を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。				申請者氏名	署名 ※本人が自筆できない場合は、本人氏名を記入し押印してください。

6. 【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

【誓約・同意事項】

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合に給付金が支給されます。審査の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

申請にあたり以下の書類が必要になります。提出前に□にチェック(レ)し再度ご確認ください。

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

これら2つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご注意ください。

☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』
※ 代理人が申請(受給)を行う場合には、申請人の本人確認書類及び代理人の本人確認書類を添付してください。
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか一つ添付してください。)
法定代理人の場合は、登記事項証明書の写し(コピー)を添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 表面受取口座に記入した口座の確認書類を添付してください。
金融機関名(金融機関番号)、支店名(支店番号)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ記載がわかるページ)が記載されている通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を添付してください。